

東近江市あかね文化ホールの指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市あかね文化ホールの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市あかね文化ホール	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

提案理由

東近江市あかね文化ホールの指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。